

奈良県告示第四百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百八十二号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

十津川村高 域	崩壊警戒区 域	十津川村平 谷（〇〇四 ）急傾斜地		区域の名称	土砂災害警戒区域	縦覧場所
				区域	土砂災害特別警戒区域	
次の平面図		次の平面図 のとおり				
十津川村高 域	戒区域	十津川村平 谷（〇〇四 ）急傾斜地	十津川村平 谷（〇〇四 ）急傾斜地			
次の平面図		次の平面図 のとおり				
次の平面図の		とおり	次の平面図の	る事項	区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第 八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	
奈良県五條	課	村役場総務 及び十津川 土木事務所	奈良県五條			

滝 (○○一) のとおり	滝 (○○一) のとおり	とおり
）急傾斜地	）急傾斜地	及び十津川
崩壊警戒区	崩壊特別警 戒区域	土木事務所
域	課	村役場総務

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。